

## 除雪ドーザ1台の購入 入札申請関係書類

- ① 入札公告（写し）
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 仕様確認申込書、入札内訳書
- ⑤ 仕様等に関する質問書
- ⑥ 提出書類の注意事項
- ⑦ 契約書（ひな型）
- ⑧ 誓約書（2種類）
- ⑨ 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書
- ⑩ 様式8（第5の16関係）誓約書

< 担 当 >

兵庫県出納局物品管理課 物品班 中山

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）341-7711 内線75784

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年10月8日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品及び数量

除雪ドーザ1台

#### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 納入期限

令和9年10月15日（金）

#### (4) 納入場所

豊岡土木事務所（詳細は仕様書のとおり）

#### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日においてを受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 中山

電話（078）341-7711 内線75784 FAX（078）362-3928

#### (2) 参加申込の期間及び申込方法

令和8年10月8日（木）から同月15日（木）までの毎日午前9時から午後8時まで（令和

8年10月15日（木）は午後4時までとする。）に、電子入札共同運営システムにより行うこと。

(3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年10月8日（木）から同月15日（木）までの毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 開札の日時及び場所

令和8年10月22日（木）午後2時 出納局物品管理課

(5) 入札書の提出期間

電子入札により、令和8年10月20日（火）午後5時から同月22日（木）午後2時まで（午後8時から翌日の午前9時までを除く。）を行うこと。

4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年10月8日（木）から同月15日（木）までの毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

なお、電子入札共同運営システムによる場合は、令和8年10月8日（木）から同月15日（木）までの毎日午前9時から午後8時（令和8年10月15日（木）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

「仕様確認申込書」及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法 電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果 令和8年10月20日（火）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する

場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

# 入札説明書

除雪ドーザ 1 台の購入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量  
除雪ドーザ 1 台
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等  
仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等  
仕様書のとおり
- (4) 納入期限  
令和 9 年 10 月 15 日（金）
- (5) 納入場所  
豊岡土木事務所（詳細は仕様書のとおり）

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。  
ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 4 時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて 4 (1) イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

## 3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込  
電子入札共同運営システムにより行うこと。
- (2) 参加申込みの期間  
令和 8 年 10 月 8 日（木）から同月 15 日（木）の午前 9 時から午後 8 時まで（令和 8 年 10 月 15 日（木）は午後 4 時までとする。）
- (3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年10月20日(火)午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

ア 受付期間

令和8年10月8日(木)から同月15日(木)までの毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和8年10月8日(木)から同月15日(木)までの毎日午前9時から午後8時(令和8年10月15日(木)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課(兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1)

電話番号(078)341-7711(内線75784) F A X(078)362-3928

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

「仕様確認申込書」及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

「仕様等に関する質問書」

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年10月20日(火)午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品にかかる金額で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和8年10月8日(木)から同月15日(木)までの毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

## 7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 出納局物品管理課
- (2) 日時 令和8年10月22日（木）午後2時

## 8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和8年10月20日（火）午後5時から同月22日（木）午後2時まで（午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に入札を行うこと。

## 9 入札書の作成方法

- (1) 電子入札共同運営システムにより入札する。
- (2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、令和8年10月21日（水）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年10月21日（水）以前の任意の日を開始日とし、令和8年11月4日（水）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

## 11 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外での入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入

札は、無効とする。

- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - （注）予定価格には次の費用を含む。
    - ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
    - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
    - ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度、別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

## 13 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 8 年 11 月 4 日（水）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

## 14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穩行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

## 15 契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して 7 日以内（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）

を除く。)に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

18 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)341—7711 内線 75784）

**除雪ドーザ（１１ｔ級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ付）  
反転エッジ付仕様書**

**概 要**

この仕様書は、除雪ドーザ（１１ｔ級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ付反転エッジ付）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」及び、「特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律（通称オフロード法２０１１年基準）」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

**１．性 能 （ＪＣＭＡＳ Ｔ００７ 性能試験）**

|                                              |              |
|----------------------------------------------|--------------|
| （１）除雪幅（アングル角３０度において）                         | 2.8 m 以上     |
| （２）除雪能力（プラウ排雪）                               | 2,500 t/h 以上 |
| （３）走行速度（前進）                                  | 30 km/h 以上   |
| （後進）                                         | 15 km/h 以上   |
| （４）最大けん引力                                    | 78.0 kN 以上   |
| （５）騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、<br>機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて） | 85 dB(A) 以下  |

**２．主要諸元**

|                       |                             |
|-----------------------|-----------------------------|
| （１）全 長（除雪装置地上、ストレート時） | 7,700 mm 以下                 |
| 〃 （回送時）               | 8,300 mm 以下                 |
| 〃 （プラウ接地、最大アングリング時）   | 9,000 mm 以下                 |
| （２）全 幅（車両単体）          | 2,500 mm 以下                 |
| （３）全 高（黄色灯火上端まで）      | 3,700 mm 以下                 |
| （４）最低地上高              | 300 mm 以上                   |
| （５）車両総質量              | 10,000 kg 以上 ～ 13,000 kg 未満 |

なお、「７．付属装置及び付属品 ７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

|                    |          |
|--------------------|----------|
| （６）最小回転半径（最外側車輪中心） | 5.5 m 以下 |
| （７）乗車定員            | 2 人      |

**３．車 体**

|        |  |
|--------|--|
| （１）機 関 |  |
|--------|--|

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 形 式        | 水冷、ディーゼル機関                |
| 定格出力       | 81 kW 以上                  |
| (2) 動力伝達装置 | 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする |
| (3) タイヤ    |                           |
| 形 式        | スノータイヤ（オールシーズンタイヤを除く）     |
| (4) かじ取装置  |                           |
| 形 式        | 車体屈折式                     |
| (5) 運転室    |                           |
| 構 造        | 全鋼製密閉形                    |
| 窓          | (前・後)冬用ワイパーブレード付          |

#### 4. 除雪装置

|                         |                              |
|-------------------------|------------------------------|
| (1) 形 式                 | 油圧式サイドスライドアングリングプラウ形（反転エッジ付） |
| (2) 能 力                 |                              |
| 切刃昇降範囲(ストレート時、切刃下端)     | 地下 100 mm～地上 3,000 mm 以上     |
| アングリング角度                | 左右各 30 度 以上                  |
| 上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において） | 500 mm/s 以上                  |
| (3) プ ラ ウ               |                              |
| 構 造                     | 鋼板円筒曲面構造                     |
| 全 幅                     | 3,300 mm 以上                  |
| 全 高                     | 1,000 mm 以上                  |
| そ り                     | 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること      |
| 切 刃                     | ストレート形平形刃先(JIS D6101)        |

#### 5. 計器類

|                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 速度計又は機関回転計     | 1 式 |
| (2) 燃料計            | 1 式 |
| (3) アワーメータ         | 1 式 |
| (4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1 式 |
| (5) 水温計            | 1 式 |
| (6) 充電警告灯          | 1 式 |

#### 6. 照明装置類

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| (1) 前方作業灯     | 2 灯以上                |
| (2) 後方作業灯     | 2 灯                  |
| (3) 黄色灯火（散光式） | 全幅 1,100mm 以上<br>1 灯 |

#### 7. 付属装置及び付属品

#### 7-1 車両総質量に含むもの

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| (1) バックブザー                        | 1 式 |
| (2) エアコン                          | 1 式 |
| (3) ウインドウォッシャー（電動式）               | 1 式 |
| (4) 標識板（300×570mm 以上、車体後部取付）      | 1 式 |
| (5) アンダーミラー（後）                    | 1 式 |
| (6) タイヤチェーン（ラダー型リング付 線径 8mm×10mm） | 1 式 |

#### 7-2 車両総質量に含まないもの

|            |     |
|------------|-----|
| (1) 標準付属工具 | 1 式 |
| (2) 取扱説明書  | 1 部 |
| (3) 部品表    | 1 部 |
| (4) 履歴簿    | 1 部 |

### 8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。なお、基準上「国土交通省」と記載がある箇所は「兵庫県」と読み替えて塗装をすること。

### 9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであることを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

### 10. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

### 11. その他の事項

#### 11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

#### 11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用

緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む)」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

#### 11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする

#### 11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行なうものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

#### 11-5 排出ガス規制基準

納入機は排出ガス規制基準を満たしているものとする。

別 紙

## 雪寒機械購入仕様書

|            |                  |
|------------|------------------|
| 1. 車 種     | 除雪ドーザ（車輪式）       |
| 2. 排 気 量   | 1 1 トン級          |
| 3. 積 載 量   | 0 k g            |
| 4. 乗 車 定 員 | 2 人              |
| 5. 台 数     | 1 台              |
| 6. 色（塗装）   | 国土交通省建設機械塗装基準による |

なお、基準上「国土交通省」と記載がある箇所は「兵庫県」と読み替えて塗装をすること。

|                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 7. 車体文字入れ<br>（具体名称等） | 別紙 除雪ドーザーの文字配置図による |
| 8. 納 入 期 限           | 令和 9 年10月15日       |
| 9. 納 入 場 所           | 豊岡土木事務所 1 台        |
| 10. そ の 他            |                    |

(1) 国土交通省仕様書に準ずる。

(2) 付加仕様

7. S A プラウ

イ. 反転エッジ

ウ. 排ガス規制

エ. 運行記録計

オ. 熱線入りガラス（前面及び後面（乗降ドア以外全面））

カ. スノータイヤ（オールシーズンタイヤを除く）

キ. タイヤチェーン（ラダー形リング付 線径 8 mm × 1 0 mm）

ク. 床マット

ケ. 振動抑制装置

コ. 放送設備

サ. 工具

シ. エアコン

ス. 熱線ミラー仕様

セ. 冬用ワイパーブレード

リ. バッテリースイッチ

タ. バックモニター（カラー）

チ. 補助席サスペンションシート

(3) その他費用について

リサイクル預託金（税込）、車両登録に係る費用は仕様書に含む。

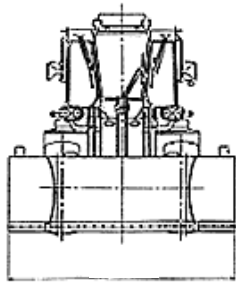
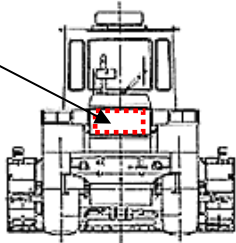
自動車重量税および自賠責保険料は仕様書に含まない。

【水大気課意見】

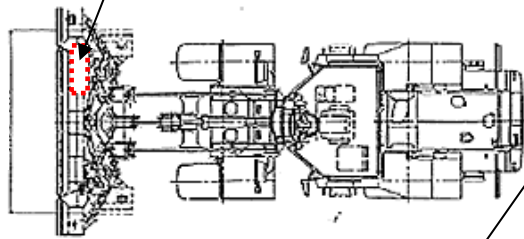
なし。[協議回答番号：0831-1]

除雪ドーザの文字配置図

兵庫県  
除雪車



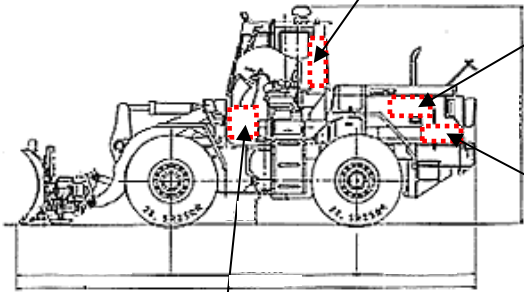
建設機械  
SG08-〇〇〇〇  
兵庫県  
国土交通省交付金除雪機械



● 県民局  
● 土木事務所

兵庫県

除雪ドーザ



建設機械  
SG08-●●●●  
兵庫県  
国土交通省交付金  
除雪機械

# 国土交通省建設機械塗装基準

## 第1章 通則

### (適用範囲)

第1条 この塗装基準（以下「基準」という。）は、建設機械整備事業支弁の建設機械の塗装及び文字等の表示に関し、一般的でかつ標準的なものに適用する。

### (塗装仕様)

第2条 塗装仕様は、別表－1のとおりとする。

### (塗色)

第3条 塗色は、別表－2のとおりとする。

### (表示文字の形式及び色)

第4条 表示する文字は、原則として丸ゴシック体で白色または黒色とする。ただし、機械毎に文字形式を別途指定している場合は、指定形式によるものとする。

### (建設機械番号)

第5条 建設機械番号は、車両類にあつては運転室両扉の適切な位置に、一般建設機械類にあつては機体の両側面の適切な位置に表示するものとし、その表示要領は別図－1によるものとする。

### (メーカー名等)

第6条 メーカー名、モデル名等は表示しないものとするが、機械管理上表示する必要がある場合は極力小さくかつ少なくするものとする。

## 第2章 河川パトロールカー

### (白色帯)

第7条 白色帯は、幅 15 cmの帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部両側面及び後面とする。

2 第1項の白色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。

### (白色帯内の文字)

第8条 白色帯内には「国土交通省河川パトロールカー」と表示するものとし、その文字形式、寸法は別図－2のとおりとする。

## 第3章 道路維持作業用自動車

(道路交通法施行令第 14 条の 2 第 2 号該当車)

(白色帯)

第 9 条 白色帯は、幅 15 cm の帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部両側面及び後面とする。

2 第 1 項の白色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。

(白色帯内の文字)

第 10 条 白色帯内には以下の表示を行うものとし、その文字形式、寸法は別図－2 のとおりとする。

- 2 道路用パトロールカーについては「国土交通省道路パトロールカー」と表示する。
- 3 作業車等については「国土交通省道路維持作業車」と表示する。

(バンパ等の塗色)

第 11 条 車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には、原則として別図－3 に示す要領により塗色を行うものとする。

また、車体後部の赤色部分を原則として反射塗料を使用するものとするが、反射塗料に代えて反射テープを使用することができる。

(作業装置等の危険表示の塗色)

第 12 条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図－4 のように危険表示を行うものとする。

## 第 4 章 道路維持作業用自動車

(道路交通法施行令第 14 条の 2 第 1 号該当車)

(白色帯)

第 13 条 白色帯は、幅 15 cm の帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部両側面及びボンネット、キャブ全長にわたって表示するものとする。

2 第 1 項の白色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。

(白色帯内の文字)

第 14 条 道路維持作業用機械、除雪用機械等の白色帯内には「国土交通省」と表示するものとし、その文字形式、寸法は別図－2 のとおりとする。

(バンパ等の塗色)

第 15 条 車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には、原則として別図－3 に示す要領により塗色を行うものとする。

また、車体後部の赤色部分を原則として反射塗料を使用するものとするが、反射塗料に代えて反射テープを使用することができる。

(作業装置等の危険表示の塗色)

第 16 条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図－4 のように危険表示を行うものとする。

ただし、除雪機械の作業装置の回転部、プラウ前面は赤色とする。

(省名、部局名等、機械名の表示)

第 17 条 省名、部局名等、機械名は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入する。

## 第 5 章 災害対策用機械

(省名、部局名等の表示)

第 18 条 省名、部局名等は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入するものとし、別図－5 のとおりとする。なお、その表記方法は別図－6 を参考とする。

(青・桃色帯)

第 19 条 青・桃色帯は、各色 10 cm 幅の帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部前面、両側面及びボンネット、キャブ全長にわたって表示するものとする。

2 第 1 項の青・桃色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。
- (4) 省名、整備局名、建設機械番号など文字が記載されている箇所。

## 第 6 章 除草機械

(作業装置の塗色)

第 20 条 作業装置（除草装置・集草装置）のカバーについては赤色とする。

(省名、部局名等、機械名の表示)

第 21 条 省名、部局名等、機械名は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入する。

## 第7章 一般建設機械

(作業装置等の危険表示の塗色)

第22条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図－4のように危険表示を行うものとする。

(省名、部局名等、機械名の表示)

第23条 省名、部局名等、機械名は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入する。

## 第8章 その他

(法令等に基づく表示及びその他の表示)

第24条 この基準に定める他、「道路運送法」第95条、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第4条等関係法令の規定により表示する必要があるものは、必要事項を指定された方法で表示するものとする。

また、この基準に明記していないものは、必要により適宜その方法を定めて表示するものとする。

別表－１

## 塗 装 仕 様

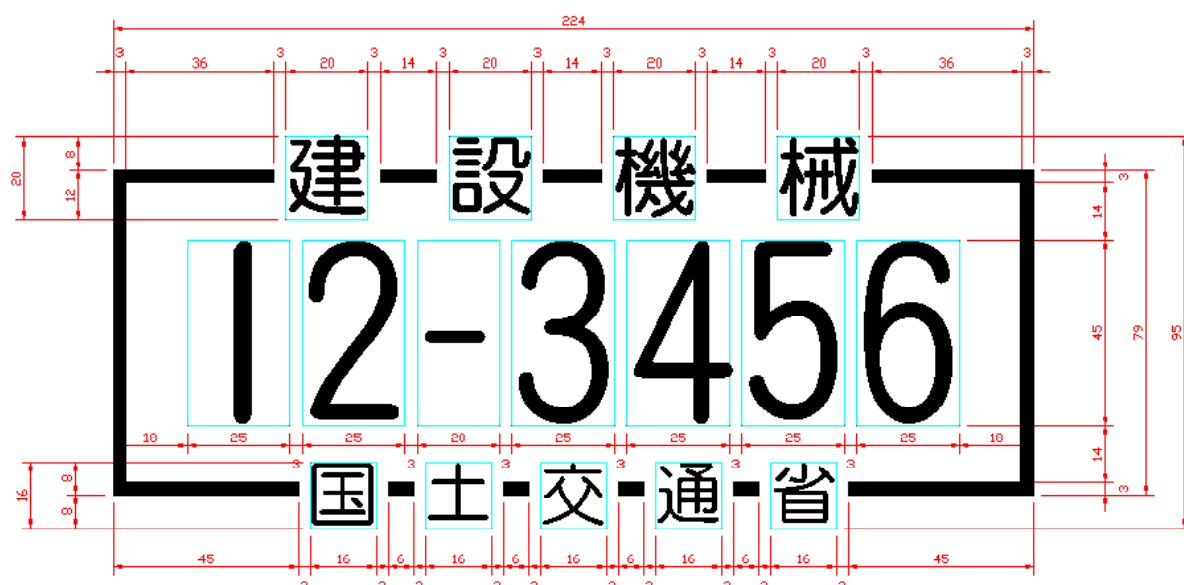
|                  | 前処理                                    | 表面処理及び下塗                                                                                     | パテ修正及び中塗                                                               | 仕 上 塗 装                                                                                         |
|------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 塗<br>装<br>仕<br>様 | 第１種ケレンに相当する脱錆、並びにアルカリ洗剤、溶剤等による洗浄脱脂を行う。 | 前処理後ただちに皮膜化成、又は、プライマによる表面処理を行う。<br>皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。<br>プライマは、１～２回塗りとする。高温部においては、耐熱プライマとする。 | パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥したあと、水研きを行いプライマを１～２回塗る。<br>サーフェサは塗装系に応じて１～２回塗るものとする。 | フタル酸樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗装を２～４回塗りとし、機械内部及び下面については、１～２回塗りとする。<br>高温部は、３００～６００℃の耐熱塗料を１～２回塗るものとする。 |

別表－２

## 塗 色

| 塗色        | 上塗装<br>(機械外面)                                          | 運転室内面                             | 備考            |
|-----------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------|
| 河川パトロールカー | K12-50V                                                | 夜間作業時に照明等による幻惑のないように暗色系の塗色を標準とする。 |               |
| 道路維持用機械   | K22-80X                                                |                                   |               |
| 除雪機械      | K17-70X                                                |                                   |               |
| 災害対策用機械   | KN-95                                                  |                                   |               |
|           | K72-40T                                                |                                   | 機械上面及び上部外周部   |
|           | D I C 6 9<br>(C50%+M10%)<br>D I C 2 9 4<br>(C70%+M50%) |                                   | 機械側面、前後面のライン  |
|           | K07-40X                                                |                                   | 省名の背景色（青地の場合） |
| 除草機械      | K12-50V                                                | —                                 | 作業装置部を除く      |

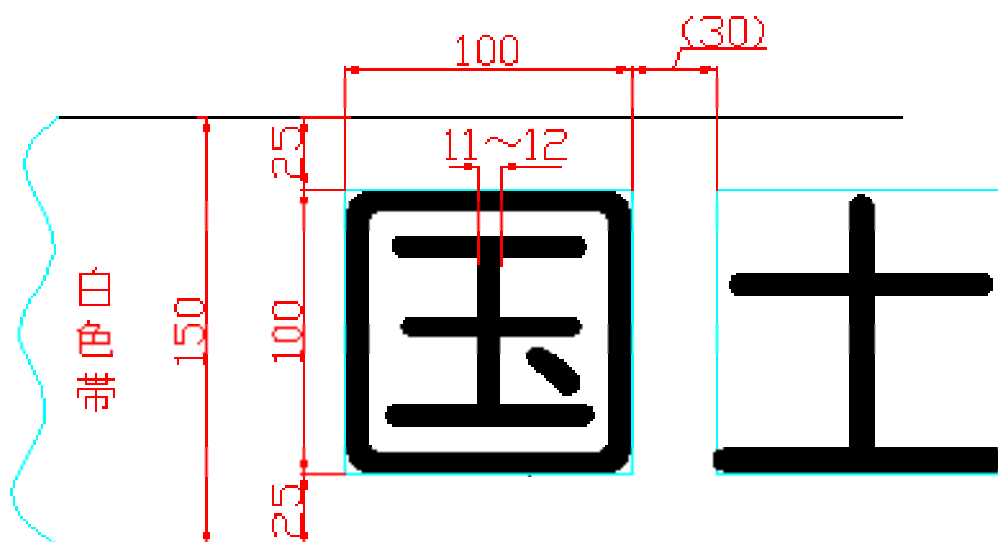
上塗装は、日本塗料工業会塗装用標準色見本帳（２０１９年版）及びイラストレーター（CMYK）による色番号を表している。  
なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。



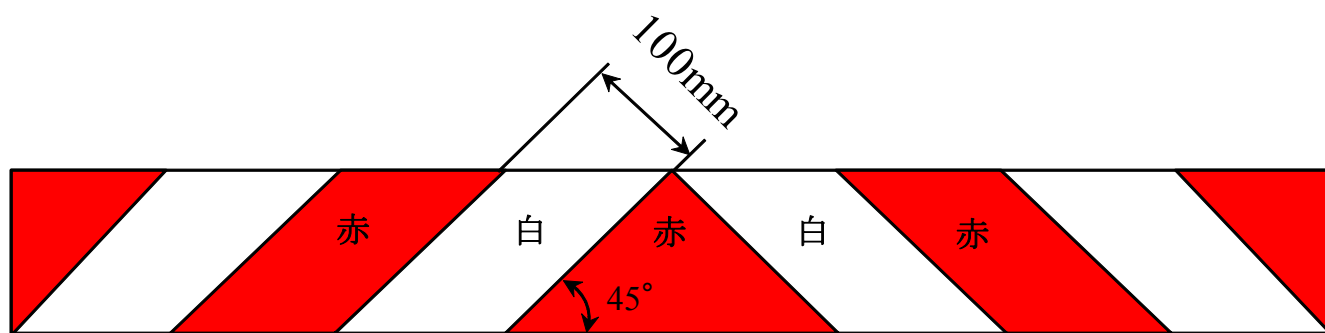
注) 文字、枠ともに原則として白色とするが、白色又は淡彩色地の場合は黒色とする。

別図－１ 建設機械番号の表示要領図

注) 省名、部局名、法令に基づく表示等の文字は、本図に準ずるが、文字の大きさは適宜変更することができる。



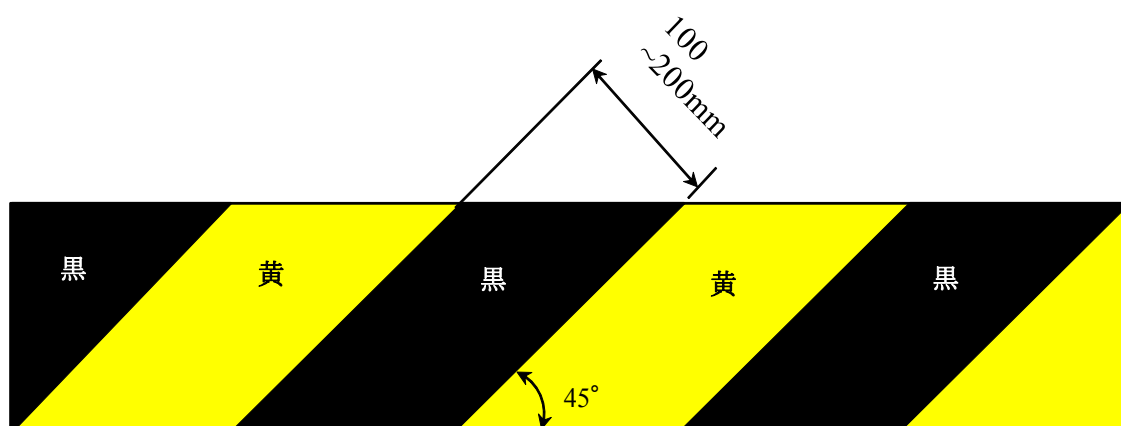
別図－２ 文字の形式及び寸法図



車 両 前 後 部 の 赤 白 縞

注) 車両後部の赤色部分は、原則として反射塗料（反射テープも可）とする。

別図－ 3 道路維持作業用自動車の塗色要領図



注) 黄色部分は、反射塗料とすることができる。

別図－ 4 作業装置等の危険表示の塗色要領図

# 仕様確認申込書

件 名 除雪ドーザ 1 台の購入

会社名 : \_\_\_\_\_  
担当者 : \_\_\_\_\_  
電話 : \_\_\_\_\_  
F A X : \_\_\_\_\_  
M A I L : \_\_\_\_\_

| 品 目   | メーカー | 車名 | 型式 | 定価（税別） | 数量  | 金額 | 摘要 |
|-------|------|----|----|--------|-----|----|----|
| 除雪ドーザ |      |    |    |        | 1 台 | 0  |    |
| 合 計   |      |    |    |        |     | 0  |    |

※メーカー・車名・型式等記入のうえ、カタログ等を添えて、入札公告及び入札説明書に記載の期日までに提出してください。

## 入札内訳書

会社名： \_\_\_\_\_

件 名 除雪ドーザ1台の購入

入札金額 ￥ 0 -

(消費税及び地方消費税は除く)

| 品 目   | メーカー | 車名 | 型式 | 数量  | 単価 | 金額 | 摘要 |
|-------|------|----|----|-----|----|----|----|
| 除雪ドーザ |      |    |    | 1 台 |    | 0  |    |
| 合 計   |      |    |    |     |    | 0  |    |

※ 太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

## 仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

|     |            |
|-----|------------|
| 案件名 | 除雪ドーザ1台の購入 |
|-----|------------|

| 番号 | 質問事項記入欄 | 回答欄(兵庫県記入欄) |
|----|---------|-------------|
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |
|    |         |             |

※仕様等に関して質問があれば記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

# 提出書類の注意事項

## 1 入札参加申込み時（期限：令和8年10月15日（木）午後4時）

事前協議に必要な書類は「仕様確認申込書」及びカタログ（車種、メーカー、車名、型式明示）等です。

提出方法は、電子入札共同運営システムにより提出する場合は、一般競争入札参加申請時にファイルを添付の上、提出してください。書面により提出する場合は、FAX又は持参により提出願います。

## 2 仕様に関する質問について（期限：同上）

仕様に関する質問は、仕様等に関する質問書により、**令和8年10月15日（木）午後4時**までに提出願います。提出方法は、上記1と同じです。

## 3 入札保証金の納付について（令和8年10月21日（水）正午締切）

- (1) 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。
- (2) 2年以内の県との契約実績が物品管理課で確認できない場合は、別途送付する「納入実績報告書」に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等への納入実績を記入し提出してください。

## 4 開札日時（令和8年10月22日（木）午後2時）

本件は、電子入札案件です。

入札は、**令和8年10月20日（火）午後5時から令和8年10月22日（木）午後2時**までの間に「電子入札共同運営システム」により行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。なお、同システムは毎日午前9時から午後8時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

## 5 入札額について

入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入力してください。

\* 消費税及び地方消費税（相当額）は、契約の段階で加算します。

入札書を提出する際は、入札内訳書を添付してください。入札内訳書には、上記1により認められた機種の商品名・メーカー名・品番・数量・金額等を記載してください。

## 6 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても「電子入札共同運営システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、**令和8年10月23日（金）午後2時**、入札不調時の見積書提出期限は同日午後を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

## 7 契約時について（落札業者のみ）

### (1) 契約書

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

ア 書面の契約書の場合

物品管理課で準備する2通の契約書に記名・押印してください。

イ 電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

(2) 契約保証金

本契約と同時に、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の**100分の10以上**の額の契約保証金を納付して下さい。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式8（第5の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）が**200万円以下**の場合等は、契約保証金を免除します。

※ 注）この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

|                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| ○ 入札に関する質問先:【契約事務担当者】 兵庫県出納局物品管理課物品班 中山                 |
| TEL:078-362-3666(内線75784) FAX:078-362-3928              |
| ○ システムに関する質問先:【兵庫県物品調達ヘルプデスク】                           |
| TEL:0120-554-538 平日(月曜～金曜日)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く) |

# 契 約 書 (案)

- 1 品 名 除雪ドーザ
- 2 規格(形式) 仕様書のとおり
- 3 数 量 1 台
- 4 契 約 金 額 ¥ , , -  
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥ , -)  
(リサイクル料金 ¥ -)
- 5 納 入 期 限 令和9年10月15日(金)
- 6 納 入 場 所 仕様書のとおり
- 7 契約保証金
- 8 納入の方法 兵庫県の指示による

兵庫県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、  
上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、こ  
れを履行するものとする。

(総 則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書に基いて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、  
高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必  
要なことは、甲の指示によらなければならない。

(検 査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の  
検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はす  
べて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立  
てることができないものとする。

(手直し、補強又は取替え)

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指  
定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責

に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分 納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第10条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度 0円

令和9年度 円

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第11条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めるものとする。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第12条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第12条の3 甲は、第12条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第13条 甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（情報の利用）

第14条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

（警察の捜査への協力）

第15条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第 16 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第 17 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、第 3 条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第 18 条 乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。契約の終了後も同様とする。

(1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 による刑が確定したとき。

(2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第 19 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第 20 条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

第 21 条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は同様とする。

(協 議)

第 22 条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和     年     月     日

甲   兵   庫   県                      神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事            齋   藤   元   彦

乙   住            所  
商号又は名称  
代表者氏名

別表

| No | 車種 | メーカー | 車名／型式 | 納入場所    |
|----|----|------|-------|---------|
| 1  |    |      |       | 豊岡土木事務所 |

## 「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

### (基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

2 乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

### (受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

- (1) 乙に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

### (特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第 1 関係）

労働関係法令

- （ 1 ） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- （ 2 ） 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- （ 3 ） 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- （ 4 ） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- （ 5 ） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- （ 6 ） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- （ 7 ） 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- （ 8 ） 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- （ 9 ） 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- （10） 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- （11） 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- （12） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

# 誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

## 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和     年     月     日

兵庫県知事   様

住     所

会 社 名

代表者名

電     話

電子メール

## 誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記 2 の事項を誓約する。

### 記

#### 1 契約名

除雪ドーザ 1 台の購入

#### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第 4 条第 1 項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和     年     月     日

兵庫県知事 様

所 在 地  
名            称  
代表者職氏名  
電            話  
電 子 メ ー ル

#### 別表（誓約事項(1)関係）

##### 労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

様式第 1 号（第 5 条関係）

兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

令和      年      月      日

兵庫県知事      様

所    在    地

商号又は名称

代   表   者   名

電   話   番   号

メールアドレス

案件名   「除雪ドーザ 1 台の購入」

上記の一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり申告します。

記

- 1   県内に有する事業所等の名称      \_\_\_\_\_
- 2   県内に有する事業所等の所在地      \_\_\_\_\_
- 3   県内に有する事業所等の代表者      \_\_\_\_\_

※ 留意事項

- 1   この申告書は、一般競争入札に参加しようとする者で、兵庫県内に事業所等を有する者のうち、県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者のみ提出が必要です。
- 2   この申告書は、原則として一般競争入札への参加申込時に提出すること。また、契約担当者から提出を求められた場合は、速やかにこれを提出すること。

様式 8（第 5 の 16 関係）  
（誓約書）

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

除雪ドーザ 1 台の購入

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

| 契約履行年月日 | 契 約 名 | 契約金額 | 契約の相手方 |
|---------|-------|------|--------|
|         |       |      |        |

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和     年     月     日

兵庫県知事   様

所   在   地  
名           称  
代表者職氏名  
電           話  
電 子 メ ー ル

様式 8（第 5 の 16 関係）  
（誓約書）

〔留意事項〕

誓約書の 2(1)には、過去 2 年間（注 1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体  
その他知事が指定する公共的団体（注 2）とその契約と種類（注 3）及び規模（注 4）  
をほぼ同じくする（注 5）契約を数回以上（注 6）にわたって締結し、履行したもの  
のみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含  
む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込  
時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注 1）「過去 2 年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注 2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵  
庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの  
の 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注 3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

| 区 分             | 種 類                                                  |
|-----------------|------------------------------------------------------|
| 物品関係役務の調<br>達契約 | ・ 製造の請負<br>・ 物件の買入れ、借入れ<br>・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達 |

（注 4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額  
の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、  
契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注 5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の 7 割に相当する金額以上のものをいう。

（注 6）「数回以上」とは、2 回以上をいう。